

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年11月13日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和2年11月13日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー隼人店

霧島市隼人町見次字須ノ木545外 19筆

### 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和2年6月24日

### 3 意見の概要

- (1) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意すること。また、周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。なお、荷捌き施設における荷捌き作業が24時間に変更になったことにより、店舗及び商品搬出入車両の照明・騒音等が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、変更後も十分留意の上対応すること。
- (2) 事業によって発生する廃棄物については、廃棄物処理法等の関係法令に基づいて適正に処理すること。事業系一般廃棄物の処理は、自ら処理施設に持ち込むか又は本市の許可業者に委託して適正に処理すること。廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めること。
- (3) 申請地は、埋蔵文化財包蔵地（寺ノ前遺跡）内であるため、文化財保護法第93条により工事着手日の60日前までに届出の提出が必要である。